

# 第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン【素案】 概要

## 1 趣旨

平成15年(2003年)4月に施行した「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」(以下「ハーモニー条例」という)に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」を策定

### (1) 目指すべき社会(ハーモニー条例前文)

すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会

### (2) 基本理念(ハーモニー条例第3条)

#### ①男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

#### ②男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

#### ③市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

#### ④意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

#### ⑤家庭生活と社会生活の円滑な運営

家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たせること

#### ⑥生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

#### ⑦国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

## 2 計画の背景

### (1) 社会経済情勢と千葉市の状況

- ① 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ② 災害等リスクの増大
- ③ 新型コロナウイルス等感染症拡大リスクの増大
- ④ テクノロジーの進展

### (2) 国際社会・国・千葉県・千葉市の動き

#### ① 国際社会

- ・平成27年(2015年)に、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれる
- ・国際社会と比較すると我が国の男女共同参画の推進状況は遅れたものとなっている

#### ② 国

- ・令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定
- ・令和4年(2022年)6月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」における、新たに取り組む事項
  - 女性の経済的自立
  - 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
  - 男性の家庭・地域社会における活躍
  - 女性の登用目標達成(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

- ・平成30年(2018年)に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行

#### ③ 千葉県

- ・令和3年(2021年)に、「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とし、あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくりや安全・安心に暮らせる社会づくり、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり等に取り組む

#### ④ 千葉市

- ・平成28年(2016年)3月に、「ちば男女共同参画基本計画～第4次ハーモニープラン～」を策定し、5つの基本目標を設定するとともに、重要性が増す課題に対応してきた

## 3 基本的視点

計画の趣旨と背景を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すため、第5次プランの策定にあたる基本的視点は次のとおりです。

- (1) あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点の確保
- (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの強化
- (3) 多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援
- (4) AI、IoT等の新たなテクノロジーの活用による環境の整備
- (5) 男女共同参画社会の形成をけん引する人材の育成

## 4 施策の内容

### 基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

#### 【重点施策】

- ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 【施策の方向性】

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 働く場における男女共同参画の推進
- (3) 男女がともに担う地域社会づくり

### 基本目標 II 安全・安心で自分らしい暮らしの実現

#### 【重点施策】

- ・配偶者等からの暴力の防止と被害への対応
- ・多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり

#### 【施策の方向性】

- (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応
- (2) セクシャル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応
- (3) 男女共同参画の視点に立った、困難を抱える方への支援
- (4) 多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり
- (5) 生涯にわたる健康づくりの促進
- (6) 防災・復興における男女共同参画の推進

### 基本目標 III ワーク・ライフ・バランスの実現

#### 【重点施策】

- ・多様で柔軟な働き方の推進

#### 【施策の方向性】

- (1) 多様で柔軟な働き方の推進
- (2) 男女がともに担う家庭生活づくり(家事・育児・介護等への支援)
- (3) 市民に寄り添ったデジタル化・スマート化の推進

### 基本目標 IV 将来を見据えた環境の整備

#### 【重点施策】

- ・様々な個性や能力を伸ばし、可能性を拓ける学校教育等の推進

#### 【施策の方向性】

- (1) 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を拓ける学校教育等の推進
- (2) 市民の理解促進・家庭や地域における学習機会の充実
- (3) 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

## 位置づけ・期間

### (1) 位置づけ

- ・ハーモニー条例に基づく基本計画
- ・男女共同参画社会基本法に規定されている市町村男女共同参画計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定されている市町村推進計画
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に基づく市町村基本計画は、本計画の一部として別に定める

### (2) 期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

## 推進体制

### (1) 推進体制

- ①千葉市男女共同参画推進協議会
- ②千葉市男女共同参画審議会
- ③千葉市男女共同参画センター

### (2) 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携

市民や事業者の主体的な取組を支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、他の地方公共団体、民間団体等との幅広い連携を推進